

## 出所者の相談支援について

2020年6月10日

読売新聞西部本社 大沢陽一郎

再犯防止施策について、一言申し上げたいと思います。以前、第19回部会で、満期出所者の相談に応じる仕組みがあってもいいのではないか、という趣旨の発言を致しました。

満期出所者の再犯率は仮釈放者に比べて高いことが、かねて指摘されています。社会内処遇の時間が確保されず、社会復帰に向けた支援が十分に行き届かないことが背景にあると思われます。

更生緊急保護の期間が経過した後であっても、出所者本人が希望する場合、言い換えれば、本人に更生の意思がある場合には、出来る限り、相談に乗って、必要な支援につなげることが、再犯防止の観点で重要です。

社会内処遇の専門機関である保護観察所が、こうした相談の受け皿となり、様々な知見と経験を有する保護観察官が相談支援を通じて、満期出所者の継続的なフォローをしていくことが求められるように思います。

その際には、出所者の社会復帰が進むよう、保護観察所と関係機関、支援団体が連携をとれるような体制作りも望まれます。

満期出所者の問題は、これまで部会の検討項目ではありませんでしたが、再犯防止施策の充実の視点から、今後の意見取りまとめの中で、相談支援の仕組みを検討していただきたいと希望します。